

医療法人の組織

杉浦行政書士事務所 加藤 紀男

平成28年9月の医療法改正により、医療法人の機関は、社員総会、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事となり、全ての医療法人に理事会の設置が義務付けられました。

医療法人の組織は、社団医療法人と財団医療法人で異なります。

社団医療法人は社員総会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません。社員総会と理事会がありますが、最高意思決定機関である社員総会でなければ決議できない事項があります。また、監査機関として監事が存在します。

財団医療法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません。

1. 社団医療法人の組織

(1) 社員総会を構成する社員

- ① 社員は、社員総会で法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できる者でなければなりません。また、社員総会という合議体の構成員であることから、原則として3名以上必要になります。
- ② 社員は、社員総会において、出資の有無及び多寡にかかわらず1人1票の議決権を有しており、株式会社等と大きな違いがあります。

(2) 理事・理事会・理事長

① 理事

理事は、社員総会の決議によって選任され、理事会を構成します。

理事の定数は定款に定められ、原則として3人以上置くことになっています。

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者は原則として理事でなければなりません。理事の任期は2年を越えることはできませんが、再任することは可能です。

② 理事会

理事会の主な権限は、法人の業務執行の決定、理事長の選定及び解職、理事の職務の執行の監督、競業・利益相反取引の承認等、になります。

③ 理事長

医療法人の代表者のことを理事長といいます。理事会において、理事のうち1人を理事長として選出します。理事長は原則として医師又は歯科医師でなければなりません。

(3) 監事

監事は、法人の業務、財産の状況を監査すること等、医療法に職務が明確に規定され、具体的な内容が定款に定められています。

(参考資料：「医療法人の法務と税務」朝長英樹監修他、「医療法人設立事務説明会資料」)

相続法改正（配偶者に対する居住用不動産の遺贈・贈与の保護）

弁護士 長谷川 留美子

相続法改正について、今回は、配偶者に対する居住用不動産の遺贈・贈与の保護をご紹介します。

婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住用の建物又は敷地の遺贈又は贈与をしたときは、その被相続人は、その遺贈又は贈与について、持ち戻し免除の意思表示をしたものと推定することになりました。

これは、生存配偶者の利益保護のための改正です。

もともと、相続人が被相続人から、遺贈（遺言による財産の無償の譲与）を受けたり、婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として贈与を受けたときは、「特別受益」といって、計算上遺産の前渡しをしたものとして遺産に戻すのが原則です。これを「特別受益の持ち戻し」といいます。

特別受益の持ち戻しというのは、本来、公平をはかるための制度です。例えば、相続人が子A Bのとき、Aだけが遺贈や贈与を受けていたとき、残った遺産を2分の1ずつ分けるのでは、Bの取り分が少なくなり、不公平になります。そのため、特別受益を遺産に持ち戻して、膨らんだ遺産を2分の1ずつ分け、Aはそこから既にもらった遺贈や贈与の分を差し引いた残りだけを遺産分割で受け取るのです。ただし、被相続人の「持ち戻しの免除の意思表示」があれば、持ち戻しはされません。

しかし、配偶者に居住用の不動産が遺贈又は贈与されたとき、原則どおり特別受益として持ち戻しさせられてしまうと、残りの遺産についての配偶者の取り分が減ってしまいます。それでは、配偶者の貢献に報いたり、老後の生活保障のために遺贈や贈与が行われたと思われる場合には、その趣旨が没却されてしまいます。そこで、次の要件が満たされる場合には、持ち戻し免除の意思表示をしたものと推定されることになりました。

- ①夫婦の一方から他方へ遺贈又は贈与
- ②遺贈又は贈与のときに婚姻期間が20年以上
- ③遺贈又は贈与のときにもらう側の居住建物又は敷地であること

もっとも、あくまでも持ち戻し免除の意思表示が「推定」されるだけですから、事情によっては推定は破られます。従って、配偶者の相続分を減らしたくないのであれば、持ち戻し免除の意思表示を明確に行っておく方が確実であるといえます。

この改正の施行日は、原則どおり2019年7月1日です。ただし、施行日前にされた遺贈・贈与には適用されません。施行日前に作成した遺言や贈与で居住用不動産を配偶者に譲ったときには、持ち戻し免除の意思表示を明確に行っておく必要があります。

(随想)

後悔と自責の念からの脱却

センター会長 杉浦 正康

8月15日は日本の終戦記念日ですので、その時期には毎年日本の敗戦をめぐる放送や報道が話題の中心になります。今年もNHKでは「ファミリーヒストリー」の番組で俳優の仲代達矢氏が出演しました。彼は小生と同年の昭和7年生まれであるためとりわけ関心を持ってその演技などに注目している俳優です。彼は東京生まれの東京育ちなのですが、昭和20年5月25日の米軍による山の手空襲に遭遇した際、一度解除になった空襲警報が再び鳴って友達の家に行こうと表参道を渋谷から青山に向かって歩いている途中で空襲にあったそうです。ちょうどその時向こうから5～6歳の女の子が歩いて来たので危ないからと手を引いた途端爆弾が炸裂して、気がついたら持っていたのは女の子の手だけだったというのです。その時それを投げ捨てて逃げたことへの後悔と自責の念をそれ以来今に至るまで忘れることができないでいるそうです。

それと同様の経験をした小生の同級生のことを思い出します。彼は本来小生より1歳年が上で上級生であるはずだった人なのですが、ある事情で落第させられたのでした。彼は旧制中学の2年生から「学徒動員」で「豊川工廠」で働いていたのですが、米軍の空襲に遭い命からがら逃げる羽目になったとき、たまたま空襲で傷つき転んでいた工員らしい人が自分の足をつかんで「助けてくれ」と叫んだのですが、自分の命の方が大事なのでとっさにつかまれた足を振り払って逃げたので無事だった

のだそうです。しかしその後自責の念にかられて苦しんだ結果、勉強は手につかず結局落第(留年)させられて小生らと同級生になったというわけです。

その頃流行った太宰治の「人間失格」という書物の影響もあって彼はアルコールが入ると「俺は人間失格だ!」と言ってはおいおい泣く(いわゆる「泣き上戸」)のでわれわれはその扱いに難儀したものです。高校卒業後30年ぐらい経った頃、たまたま通学路が一緒だった者同士の同級会が開かれた時の帰途に彼が小生と話がしたいと言うので時間をとったところ「実はなあ・・・」と言って話し出したのがまさに先述の「経験」だったのです。彼の心の底に空襲の際のその原体験——助けを求めた工員を蹴飛ばして逃げた——がその後ずっと彼の心を苦しめていたのです。後悔と自責の念にさいなまれた状態は仲代達矢氏とまったく同様です。ただ仲代氏よりもやや心が弱かったのかも知れませんが、学校へ行く元気を失い1年留年することになってしまったし、その後もしばらくは「泣き上戸」を演じるようになってしまったのでした。その後彼は出身大学の同窓会会長を務めるまでになったのですから失意からは完全に脱却できたものと思われます。

上記のような後悔と自責の念にさいなまれるような経験は誰しも持っているわけですが、いかにしてそこから脱却するかでその後の人生に幅が出来るのではないのでしょうか。

康友会ゴルフ同好会

第274回 例会成績

令和元年7月3日(水)

小原カントリークラブ

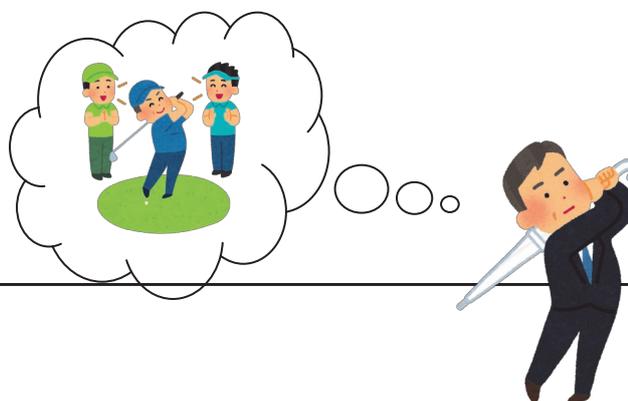
他参加者 藪井 満、足立 文夫、
山口 光治、足立 和洋、
古田 益三

(順不同・敬称略)

順位	氏名
優勝	日置 亨
準優勝	杉浦 康晴
3位	荒井 栄児

<次回開催>

令和元年9月25日(水)
富士カントリー可児クラブ
可児ゴルフ場 志野コース



9月、10月の税務・労務

9月の税務・労務

- 10日 ◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 30日 ◇令和元年7月決算法人の
確定申告、1月決算法人の
中間申告、10月・1月・
4月決算法人の消費税中間
申告(400万円超)
◇令和元年7月決算法人の
事業所税申告及び納付



10月の税務・労務

- 10日 ◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 31日 ◇令和元年8月決算法人の確
定申告、2月決算法人の中間
申告、11月・2月・5月決
算法人の消費税中間申告
(400万円超)
◇令和元年8月決算法人の事
業所税申告及び納付
◇個人住民税第3期分の納付
◇労働保険料第2期分の納付
(労働保険事務組合委託の場合
・・・11月15日)





ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和元年 9月 18日 (水)
 令和元年 10月 21日 (月)
 令和元年 11月 20日 (水)
 弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和元年 9月 18日 (水)



☆ペットの写真募集してます☆



葵総合経営センターではセンターだよりの裏表紙の写真も募集してるみたい。アタシみたいな可愛いペットを紹介しませんか。

以上、早川家の癒し系フウからのお願いでした。ではまた

☆表紙の写真募集☆

葵総合経営センターではセンターだよりの表紙に掲載する作品を募集しています。

撮影された写真はもとより、陶芸や生け花 絵画など様々な作品を募集しております。(こちらから撮影に伺うことも可能です。)

自薦他薦は問いません。ご応募はお気軽に担当者、右記の電話番号へご連絡ください。

◎休日のお知らせ

9 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

★税務・労務・経営・法律に関することなら
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴
 税 理 士 杉浦 正康
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子
 特定社会保険労務士 都築 玲香

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは
 葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

近川純那 早川 毅 中島和人 小林浩子
 加藤紀男 都築玲香 山田真義

今年の夏は、沖縄の宮古島に行ってきました！
 宮古の他にも伊良部島や池間島での絶景に感動しました。また多くのビーチがあり、美しすぎる宮古ブルーの海を満喫！シュノーケリングしたり、のんびり夕陽を眺めたり・・・、大自然の中でリフレッシュしました！星空も本当に綺麗でした！美味しいお料理も堪能し、大満足。

久しぶりにしっかり日焼けしましたが、これも夏の良い思い出になりました！

都築 玲香